意見公募後の林地開発の許可基準案の修正内容について

- ・前文3行目 「審査基準は次のとおりとする。」→「審査基準は、次のとおりとする。」
- ・前文4行目 「標準処理期間は80日とする。」→「標準処理期間は、80日とする。」
- ・第1章7項2行目及び3,4行目 「森林若しくは緑地」→「森林又は緑地」
- ・第2章3項-(1)2行目 「次のア又はイ」→「ア又はイ」
- ・第2章3項-(1)-ア2行目 「次の(ア)又は(イ)」→「(ア)又は(イ)」
- ・第3章1項-(1)-ア1行目 「次の(ア)及び(イ)」→「(ア)及び(イ)」
- ・第4章1項-(1)-ア-(ア)-b1行目 「次の(a)から(c)まで」→「(a)から(c)まで」
- ・第4章1項-(1)-ア-(ア)-b-(b)1行目 「次の(c)」→「(c)」
- ・第4章1項-(1)-イ-(オ)2行目「上記(ア)から(エ)による」→「(ア)から(エ)までによる」
- ·第5章1項-(2)1行目 「上記(1)」→「(1)」
- ・第5章1項-(3)1行目 「上記(2)_| →「(2)_|
- 第5章1項-(3)4行目 ただし書き以降を改行しない。
- ・第5章1項-(4)2行目 「上記(3)」→「(3)」
- ・第6章1項-(2)-ア-(ウ)2行目 「付帯施設」→「附帯施設」
- ・第6章1項-(2)-キ-(ア)4行目 「500本から1,000本の範囲」→「500本から1,000本までの範囲」
- ・表4 太陽光発電施設の設置-2項 「1か所当たり」→「1箇所当たり」
- ・表4 土石等の採掘-2項 「又」→「また」
- ・表5 太陽光発電施設の設置-2項 「1か所当たり」→「1箇所当たり」